

研究通信

No.152 刊会局一部光
1988年4月20日
村落社会務センタ
村事農業研究計画
農業研究会
農工つくば市観音台3-1-1
TEL 02975(6)8419

第一回研究会

日 時 一九八八年二月六日

場 所 明治大学院三一〇号室

出席者 黒崎八洲次良、安原茂、ウイリヒ・メーワル

ト、渥美剛、大崎茅、大友由紀子、大森正之、

柿崎京一、柄沢行雄、熊井治男、小池基之、島崎

稔、高山隆三、長谷川昭彦、松田苑子、皆川勇一、
工藤清光

「家と村落」試論

信州大学 黒崎八洲次良

一九八五—八六年は村研事務局を勤めさせていたいたことが、

関東・東京地区研究会案内

一、日 時 一九八八年五月七日（土）午後二時から

一、場 所 明治大学大学院第二会議室
(御茶の水駅下車)

一、報 告 ① 長谷川昭彦（明治大学）
「農村の“イエ”と“ムラ”」

② 石原 豊美（農業総合研究所）
「農家家族の多様な展開
—地域の社会関係からみて—」

一、その他 研究会終了後、運営委員会及び宿題委員会
を開きます。

中部・近畿地区研究会

一、日 時 五月二一日（土）午後一時から

一、場 所 京大会館一〇五号室

(バス「東一條」下車、京大医学部の近く)

一、報 告 山本 正和

「近畿の家の変容」

一、問 い 合 セ 古川 彰（中京大学）

鳥越 眞之（関西学院大学）

この報告の契機であるが、それを十分に活用できるかどうかは、甚だ心許ない次第である。

一

農家はどうなつていいのかからはじめてみよう。

さて、今日、調査のために集落を訪れて、昼間住宅している人が稀なことが多いようである。それはとりわけ兼業化——とくに通勤兼業による農外就業者が多い地区において顕著であるようである。そこで二、三の農家に訪ねてみると、「みんながそれに財布を持ち、家の外や、「村」の外へ出かけてしまい、どこの家にも奥様がいなくなつて、外様になつてしまつた」というのである。もう少し立ち入つて「なぜでしようか」と聞けば、「一人ひとりの楽しみが村の中になくなつてしまつた」「村の中にばかりいると誰も話し相手がないし、みんなや社会から離れてしまう」「パートで賃金はやすいけれども、職場に行けば仲間がいる」「それに自分が休めば、他の人が迷惑するし、そこでは自分が何かの誰かのお役に立つていることが良くわかる。ウチの仕事をどんなに一生懸命やつても、何処の誰の役に立つているのか、わからなくなつてしまふ」などの答えがかえつてくる。それでもアトトリについては、どの農家も必要であると言う。

家業經營と言える經營ではなくて、それこそ休日農家であつても、それそれがアトトリは必要であると言うのである。従つて家族員を嫡系と傍系に区別していることになるので、家意識がなくなつたと言つてよい。なぜこれらの町村が人口の減少に悩まされなかつたのか。これには諸説があるのである。まず、白馬村を取り上げて現状を見ることから始めてみよう。この行政村は近世から今日に及

占める割合は大いに縮小した。それでも家意識がなくなつてしまつたとは言えないものである。もちろん、これは家計や家業（農業）を営むための意思決定、費用や役割の分担など、家産（特に屋敷や墓地、耕地など）の処理がいかになされているかを観察し吟味した上で論じなければならないのであるが。

以上は私が住んでいる豊科町での聞き取りから構成したものであるが、農家に多くみられる三世代家族においても、まず、高校卒業のものは、一人ひとりが財布を持つていて、特に、高齢者がそれぞれ独自の「個人」生活を持ちながら、それぞれの家の構成員であることには注目しておきたい。ソト様になつてしまつたのは、若い世代、中年の世帯主や主婦、園児、児童、生徒、学生などだけではないのである。それが内容がある「個人」生活を持ちながら、家生活に参加しているのが、現状のようである。こういつた農家をいかに位置づけたらよいのか。

二

次に村落がどうなつてているかを見ることにしたいが、さしあたつて以下の事例を取り上げる。

長野県中信地区での各町村の人口を見ると、二つの行政町村——白馬村と日義村が注目される。両者は一九五〇年を一〇〇とすれば一九八五年の人口は一〇六、七と九七、六である。しかし両者は地域の中核都市のベットタウンではないし、その周辺は「過疎」地であると言つてよい。なぜこれらの町村が人口の減少に悩まされなかつたのか。これには諸説があるのである。まず、白馬村を取り上げて

ぶ成立期を異にするいくつかの集落から構成されている。居住者を見ても、近世から今日にいたる数代から數十代におよぶ「地ばえ」（地元や地付）から、一代あるいはそれよりも短い居住期間にしかならない「全日制」住民、さらに別荘地やリゾートマンションを利用する「定時制」住民を含むのである。そしてこれらの住民は、来住時期や契機を同じくするものたちごとに、同一あるいは類似の集落を構成しているかにみえるのである。つまり、彼らは「棲み分け」でいるかにみえるのである。なお、これらは町村の「有線放送電話加入者番号簿」やNTTの番号簿、特に前者による集落別・姓別分布が示唆するところである。

なぜ、このような「棲み分け」が起こるのであるか。

村落は最近に至るまで集落的家連合であった。それは、内部的に各種の生活互助の機能を行い、と同時に外部の諸影響に対しても連帶して対応する地域団体であった。それ故、村落は他の制度体と同様に独自の規範体系を創造し、維持し、展開してきたのであるが、それの多くは不文の諸慣行から構成されていたのである。それはまた独自の「歴史」を持ち、村民の生活を支えるための山林、原野、用水、農道、その他の財産を維持・管理してきた。それぞれの家が所有する耕地や屋敷地は「村落」を媒介にして初めて十分に利用することができた。そして「村落」を維持するために、村民は相当の努力—資源、労働、知恵—を傾け続けており、どの家も「村落」によることなしには、それぞれの家生活を十分営むことが出来ないと観念してきた。家構成員の生活を保障するのが家の目的であり、その家生活を支えるもつとも重要な家連合が「村落」であつたから、村落の秩序維持は村民の重大な関心事であり、「村の平和」の維持が

それだけで十分に大義名分になつたのである。そこでこの秩序維持のためにも氏神鎮守の祭祇が執り行われたのである。従つて外部のものは村内の有力な家を頼つてその家の庇護のもとに、村入りしたのであり、彼らはそのような有力な家を親方・本家と頼みそれを通じて家生活を維持してきたのである。

ここで「歴史」と言うのは、村人にとって危機＝画期的状況においていかに対応したのか—集団としての挫折、あるいは成功など—についての「共同主觀」のことである。この共同主觀を創造し、共有し、維持し、再編するものこそが、村人であり、彼らが共有する価値・規範の体系はこの「歴史」に基づくところが大きいのである（黒崎「近代農業村落の成立と展開」）。そして村落にはこの「歴史」を表象するための祭儀、行事、石碑、石像その他が数多くみられることが周知のことである。

さて、近代に入つてからでも、いや、農地改革から高度成長期の直前においてすら、交通・通信機関やその他の諸施設が整備されていなかつたため、それぞれの家は村内に日常的な互助組織を持つ必要があつた。それぞれの組織に参加する各家は、相互にある程度の信頼を分かち持つことが肝要であり、それにはある程度の期間をそこに居住して、いろいろな手続きにしたがつて、社会的承認を得ることが必要であつた。その条件は当該の村落の「歴史」に関連して多様であつたようである。その条件と意味は外部のものに理解しにくい面があり、内部のものがそれを適切に説明することの困難な面もありえた。ここに村落が「排他的・封鎖的」とみられる背景がある。

さて、戦時体制及び敗戦後の諸改革、特に農地改革を通じて、農

村にはこれまでのようない有力家がなくなつた。昭和戦前期に始まる「所有」と「經營」の逆転、「經營」の「所有」に対する優位はますます強化されたので（自小作前進及び小作前進等の「經營実力者層」の出現）、有力家に変わって新しい「実力者」が進出したのであるが、彼らはそれぞれが所属する団体や組織に依拠して権限を行使するにとどまり、かつての有力家の地位、役割、特に権威を受け継ぐことが困難であつた。これが敗戦後の新しいタイプの集落の成立、

例えば、「団地」の成立と展開の事情の一部を構成したのではあるまいか。

公営や民営の集合住宅や個別住宅の団地集落は、有力家の存在に関連なしに成立する。公務員宿舎や企業の給与住宅も同様である。さらに、交通・通信機関の発達や「生活の社会化」（倉桜進）の充実、大型小売店や不動産業の農村部への進出等が「団地」の展開を支援する。生活の社会化は「共同処理を必要とする共通問題については、これを挙げて専門機関による専門的処理に委ねる」ことであるから、それがある程度まで整備されると、「村仕事」が不用になり、パート・タイムの居住が可能になる。別荘やリゾートマンションの団地の成立は、以上に述べたことの上に展開する。

さて近世から昭和戦前期（？）頃まで、新しい集落が成立するためには、その母胎となる古い集落（親郷、親村）が必要であり、短期の居住世帯を別とすれば、新しい家一来住家をふくむ一が成立するためには、その母胎となる古い家（親方・本家）が必要であつたようである。今日、これらの事情がまったく消滅してしまつたと言つ出來ないとしても、古い集落が「親郷」としての権威を持つことは困難であるし、古い家が「親方、本家」としての実力を

行使することがなくなつたと言つてよいであろう。これらは小農の分家、特にカセギドリ（自前）分家が可能になり、本家が「分家の初代が生まれ、育った家」を意味する様になり始めた頃から現れたのであつたが、高度成長期に入つて「次三男問題」が解消して決定的な段階に達したといつてよいであろう。

こういう村落をいかに位置づけたらよろしいのか。

三

今日の「農業集落」を集落名によつてみると、(1)近世の藩制村、(2)高分かれした新田村、(3)高分かれにいたらなかつた(1)あるいは(2)の内付けの枝郷（新田）、(4)上記の他の字名を冠したもの、(5)同じく字名以外の名称を持つものに分けることが出来る。これによつて大町市と北安曇郡の三二二の農業集落を見ると次のようになる（一九八〇年世界農林業サンセス）。(1)が一〇〇、(2)が二三、(3)が、一三八、(4)が四九で、(5)が一三となり、比率は(1)三・一%、(2)七・一%、(3)四一・九%、(4)一五・二%、(5)四・〇%である。ただし明治維新まで一個の藩制村であつたものが今日数個から数十個の集落に分かれている事例があるから、(3)の枝郷や新田が占める割合が実質的には五〇・〇%を超えるものであつたとみてよい。そして人口減少が激しい過疎問題は實に(3)の集落において展開したのである。それらの集落のほとんどが県境や郡境に接して位置しており、それが明治以前には十分に自立していなかつた「内付け」の村落であつたことと、今後の解明を待つのであるがこれらにおいての基礎的互助組織が族縁的家連合（同族団や親類關係）であつたのはいかと推測されること、そして近世後期においても村落の範域が必

すしも「一円」的ではなかつた様であり、明治以降の町村制によつて今日の行政町村—行政区（部落）の区域が形成されたように見え

ることなどが注目される。特に小谷村のいくつかの藩制村のそれぞれに属する各家が、今日の部落の区域に相互に入り交じつて分布しているのであつた（小谷村教育委員会編「小谷民俗誌」昭和54年）。

以上の事例が特殊な、例外的な、周辺的な、境界的な事例であるかどうか。これを補強する資料や情報は、村落社会研究会の報告に見られないことはないのである。例えば、新潟県の下越（高橋明善会員）、秋田県の横手（柿崎京一会員）、青森県の津軽（福田アジオ氏）などの農業集落において、「葬式組」がなく、葬式の互助が族縁的関係によつて営まれることや、岩手県のある行政村において最近ようやく部落を設けた（長谷川昭彦会員）と言うのがそれである。農家に組織的にかかわるために、行政や外部の諸機関が「一円的な部落」をどことも、いつでも必要としていたとは言えないのではない。地域によつては、中世末期に既にその村落が「一円的な範域をもつてゐたであろうし、近世にはいるとますますそのような村落が多くなつたとみてよいであろうが（兵農分離や「村切り」などの施行）、最近に至るまで「一円的な範域」とは別の形の範域を持つ村落がありえたことになるのである。そこでは基礎的な生活互助組織の一つである村落を、近隣互助を可能とする範囲の各家において組織し、それが族縁的家連合として現れることがあつたのではないか。まず、生活・各種の互助の必要があつて「一円的な範域」があるのでないか。たとえば葬式組であるが、それが近隣という契機だけで結ばれていたのでないことも、周知のことと言つてよいであろう。

四

ここである会員が有賀喜左衛門先生や中村吉治先生の報告が、ムラに触れていないのではないかと言つていたことを考えてみたい。

これは大変貴重な示唆に富む見解である。

権力あるいは為政者は公租や課役を徴収することが出来て、支配地域の秩序が維持されれば、それぞれの支配単位（組織）をその領域の全てにわたつて一つの型に統一しなければならないと言ふものでもなかつたのであろう。ましてや封建制下であれば、地域的により多様であつたかも知れない。そして、有賀先生の南部二戸郡石神村齊藤家の事例はこの家と村落（ムラ）機構・村落の規範体系（諸慣行）と意思決定機構とが分離しがたいものであり、それが明治後期から從々に分化し始めたが、村落機構が特定の家からはじめて形式的な独自性を持つに至るのは、戦時期—農地改革を経過してからであった事をしめしている。近世初期はすでに村落機構が村落内の特定の家から離れた事例があるかも知れない。近世中期—明治前期にはそのような事例が多くみられている（例えば、余田博通氏、竹内利美氏）。村定めや村決めの成立、草分け争いや役家論等、子方百姓の独立・村落の同族団の成立や展開等がそれらの一端を明らかにしている。しかし、石神村のような事例が明治期やそれ以後にも少なくないようであった。それはたしかに村落機構を捉えてくるものにしているかも知れないが、明治以降の内務省・府県・町村にとつて、行政上の支障が少なかつたのでなかつたか。何よりも地主・親方・本家をエージェントとして行政を十分に浸透させることが出来たからである。さらに大正期に入つても村税戸数割等が部落

単位にまとめるのではなくて、等級順に表示してあることも、それを示唆しているのではないか。

さらに公租が定量あるいは定額の「定免」制であったとしても、地主・小作のそれが「定免」であったとは限らない。検見および刈分けが長く維持されることもあった。それであれば地主・親方の小作経営への関与が比較的強かつたことも、明らかにされている。定免であつても、収穫の状況によつて減免が慣行となつていた。地主・親方の小作・子方にに対する関与が強いと言うことは、概して、両者の間に強く広い全体的相互給付関係や組織が結ばれていたことを示唆していた。しかし、その親方・本家が急激に没落したらどうなつたか。村落内に大混乱を引き起こすことにもなりかねなかつたのである（有賀喜左衛門の山名子についての論稿参照）。

五

川本彰氏は「ムラの運営機構」を機能、運営費、主体、組織分化、行政等の面から適切に表示し、説明しておられる（「日本農村の論理」）。渡辺兵力氏は「村落には境界（＝村境）があつて、その村境内の土地＝集落の「土地」についての土地管理・保全機能が村落の基本的地域機能であるとした」（「村を考える」）。ここで私どもはこれを詳述することが出来ないが、まことに適切な見解であるとみるものである。川本氏が説く様にムラの運営機構は生産・生活にかかり、人間保全・領土保全・作物保全にわたる機能を持つものである。そしてその機能の及ぶ範囲がムラの領土である。この村の領土が一円的な形態を持った村落を参照事例とし、それからモデルを用意したものとみられる。一九七〇年世界農林業センサスは、都府県

の農業集落の八二・六%が「農業集落の属地による耕地の境界が明確な農業集落」であつたから、このモデルの適用範囲はきわめて広いとみてよいであろう。しかし村落あるいは部落の集落・耕地・山林・原野の境界の設定時期や事情が一様でないことも明らかであるので、前述のようにこの面を究める余地があるとしても、川本－渡辺モデルを不適に評価したことにはなるまい。それは、秋田、山形、長野、愛知、鹿児島の各県のこの比率が七〇・〇%未満であることからも当然考えられることである。

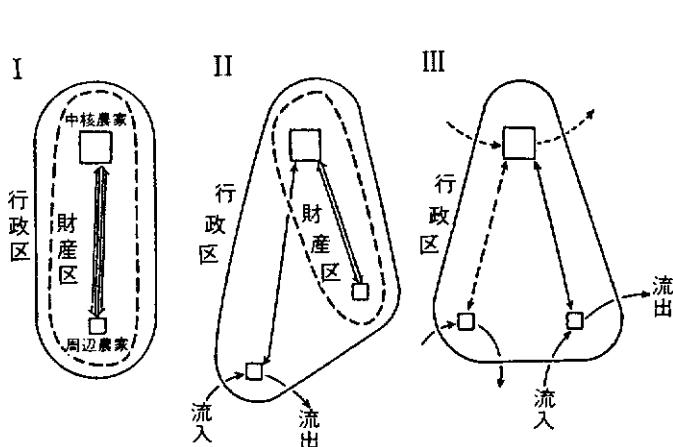
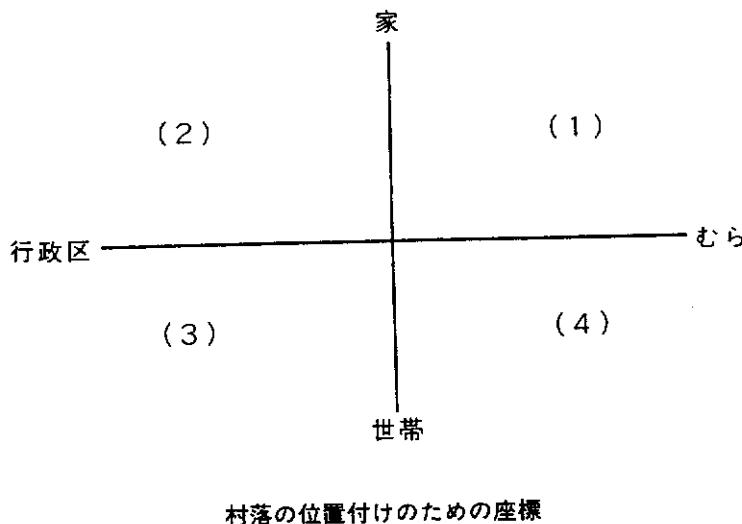
さらに、川本モデルによると村の構成員はすべて家である。そうすると、家が未成熟であり、その未成熟な家（？）あるいは世帯が構成する農業集落はムラといつてよいかどうか。例えば、北海道内陸部に明治以降開発された農業集落を構成する多くの農家は、府県村落を本拠地として観念して自らを「分派世帯」（中野卓氏）と見なして、かなりの年月を過ごしていったようである。農地改革以後に至つても、なお廃農して府県へ帰る事例がかなり上位の經營にさえ見られるほどであった。そこでは家ではなくて世帯が構成単位であり、行政区こそが互助組織の有力な枠組みであった。

六

以上に述べてきたことから、私どもは近・現代の農業村落を、構成員と村落組織のあり方を軸として分けてみることが出来る。構成員の軸の一方に家をおき他方に世帯をおく。世帯は、家の成長を志向するのであつたが、そこでは、なお世帯にとどまつていたと仮定するが、場合によつては、世帯の今まで終わるとしておく。家は、石神村の齊藤家のように、分居制の複合の家（分居制大家族）や同

居制の複合の家から2—3世代同居の直系の家を含むとしておく。そして、村落組織の軸の一方にはムラ＝村落機構をおき、他方に行政区をおく（「村落の位置づけのための座標」）。

このようにして、図を構成してみた。そうすると（1）の領域には家がありムラがある。しかし一見ムラとみえにくい。ムラが特定の家、



部落類型および中核農家と周辺農家の関係

地主・親方・本家と分離しがたい状況にあるからである。したがつて、外部に対してこの家が全面的にムラを代表する。この家を行政単位とするしかなかったのである。各家は、この家、すなわち、地主・親方・本家を中心とする基本的な生活互助組織に参加することになつたが、村落の外部にはそれが強く現れて、エージェント＝親

黒崎「近代農業村落の成立と展開」東京、
御茶の水書房、1977 P28より

方・本家と言ふ形になる。そこでは各家はそれぞれの家の出自を特定の親方本家に負い、共同利用をする山林、原野、墓地、用水等のほとんどが親方本家の支配下に有り、全体的な相互給付関係において他の多くの家が利用するのであって、「共有」や「入会」の観念が育つことなく、「役地（永小作権）＝扶持」あるいは「内付け」の観念によつて利用されていた。信州下伊那の御館・被官あるいは一人百姓の村落や中世末期・近代初期等の「遠国分家」によつて成立した村落などがこれに当たるとみてよいであろう。それだけに親方・本家が没落して近代的所有権の規制にさらされると大混乱が起ることもありえたのである。

(2)の領域には家と行政区がある。ここではムラが特定の家から分離しているだけではなく、その程度は当該の村落によつて多様であるが、ムラ自体が分化してきている。そこにムラがあるとしても、そしてこれが構成員の生活の各方面に大きくかかわるとしても、このムラはやはり機能分化し、限定された制度体であるのではないか。したがつて、ムラが慣行化し成文化するし（村定め、村決め、民約などの「村法」）、機構を備えるようになつたのではないか。慣行や成文化されたものには含まれない多くの規範や手続きがそれらの背後に潜み、事実行われていたとしても、やはり、機能の分化と限定がある程度以上に進んでいたと認めてよいのではないか。さらに構成員（家）である限りにおいて、各家がムラ（法）にしたがうことになつたが、そこでの支配はある種の「合理的支配」であつたといふことになりはしないか。この領域での支配は(1)のそれに比べるとより限定的であり明確であつたといつてよいのではないか。太閤検地がモデルとした地域の村落は、これに近似していたであろう、

近世の中期以後にはこの類型の村落が多くみられたであろう。高度成長以前に最も多くを占めたタイプの村落がこれに属することになり、川本・渡辺モデルが参考したのはこれであろう。そして一九七〇年世界農業センサスの調査結果がこのモデルを支持する。多くが正構成員であるムラ人と一時的居住者である非ムラ人（教員、警察官、各機関の駐在員の世帯など）を含むことで、その後の変化を余兆していた。つまり、非ムラ人というのは、「頼み本家」を持たず、そこでは分派世帯としての生活を営むものであつたが、その彼らがある種のチエンジ・エージェントの役割を行使することがあつたのである（明治後期一大正期には、サーベル農政というイノベーションもあつたことを想起せよ）。それは彼らの行為・人事・給与などが行政村外の上級機関によつて管理される程度に応じて様々であつたが、昭和戦時期に入つてその傾向が一層強化されたのである。なお、同じように制度上の村落であつても、藩制村と部落（部分村落）の相違があることは言うまでもない。

(3)の領域には行政区があり、世帯がこれを構成するという村落が属する。これは前述の北海道内陸部の農業集落が代表する。構成単位の多くが「家として未成熟である」農家（農業世帯）で有り、村落内に上位であつても府県村落を本拠地とする分派世帯の意識を持ち、永続の観念を抱くのでなければ、これを世帯としてよいのではないか。もちろんこの世帯が家へと展開する可能性を潜在させていすることはいうまでもない。一九八七年大会での報告によれば、庄内の村落においても部落会の町内会化、家族員の職業選択の自由、基

盤整備にともなう耕作の大幅の自由等の構造変動について述べられたが(細谷会員)、それを(3)の領域にいれてよいかどうかは今後の課題としておく。そして評価が分かれるとしても、親方・名子制のそれにもみえる「俵田渡口米制」が行われていた地主制の「歴史」を持つ村落は意外に北海道内陸部の小作制農場の「歴史」を持つ村落と近似する面を多く有しているのではないか、と付け加えておきたい。両者の類似面からみて、私どもは、かつて部落の第III型として次のものを提示した。まず、基本的枠組みとして行政区が主なるものである。生活のモデルであり互助組織の中核でもある農家があるが、それは地主の代理や手代、農場の監督、いくらか古い定着の「篤農」であつて、実力において周辺の農家とさほど差異がないし、相互にタヨリナイので、定住の観念があつても移動しやすい存在であるとしておく。これは、北海道内において農家の移動が激しいことと、北海道への移住戸の送出が多かつた府県村落の地主制の方に関連していた。例えば、明治前期に既に小作地率が「頭打ち」し限界に達した村落、明治後期には大地主—巨大地主が支配的であつた村落などがこの事例になるのではあるまいか(黒崎、前掲)。

(4)の領域はムラがあるが、世帯がそれを構成するという領域である。ムラを構成する単位が家以外ではないとする、この領域は論理的にはありうるが、現実的ではないことになる。しかし漁村の事例にはこの領域に位置づけることが適切なものがあるという(長谷川昭彦会員)。それについては今後の課題としたい。

以上の様に「村落の位置づけのための座標」を用意してみた。もちろん試論である。そしてこれには内藤、川口両会員などの九州鹿

児島や五島の村落や柿崎、川越、牧野などの諸会員の漁村研究に触れていない。ここでは、前述のように近世の藩制村のなかには、「村」として簡単に一括しがたい内実を備えたものが相当多く存在していることが窺われることに示唆をえて論を展開したのである。

近世、例えば、明治期から農地改革までの期間を取り上げてみても村落の変動は簡単なものではない。諸村落はおおよそ(2)及び(3)のそれぞれの領域に位置をもつて分布していたとみると、前掲の南部二戸郡石神村の事例が示すように(1)の領域に位置する村落もあつたのである。そして(1)の領域に分布する村落は地主手作経営が縮小・解体するにしたがつて減少し、おそらく、農地改革において終わりをむかえたであろう。(2)及び(3)の領域に分布した村落は、まさに「部落」の名にふさわしい近代村落の内実を備えるものであつて、再言すれば、川本—渡辺モデルとしての日本村落の典型的な参照事例とされていたのである。

近世においては諸村落は主として(1)及び(2)のそれぞれに分布していくのであるが、特定の時間的断面においては(3)の領域に分布していった村落があつたかも知れない。しかし、藩制村あるいは検地村落が「村切り」をされて一円的あるいは画地的なものであつて、その境界が各種の互助的家連合の組織や分布を規制してその範囲内(川本彰会員の「領土」)に集積・統合してきたとすれば、それらは主として(2)の預域に位置づけられることになるであろう。近世封建社会の主な特徴の一つが「子方百姓の自立」であるとすれば、それらの百姓を主な構成員とする村落は、各構成員のそれぞれの家業經營の規模からみても、主として(2)の領域に分布することになつたであらう。しかし子方百姓の自立こそが「土地家屋の質流れ永代売りに

よるもの」という名子分家の成立の前提であつたから（有賀喜左衛門）、(1)、(2)への動きも単純ではなくジグザグしたものであつたかも知れなかつた。

同じように(1)の領域に分布していても、中世、近世、近代においてそれぞれ時代の規定を受けることが当然であるから、その時代を異にすれば村落はそれだけでも異なるものになる。それ故、時代の規定や具体的な村落の領域間の移動については新たな考察が必要であるのは言うまでもない。

以上に述べたことは村落の分類—類型設定のための予備考察に過ぎない。試論といったのはそのことを明らかにしたかったからである。なお、蛇足ではあるが、私どもの「座標」は川本—渡辺モデルの相互補完を意図したものである。

(六三・二・六報告 六三・二・二五補正加筆)

討 論

座長（安原） 論点が多岐にわたつておりますが、イエを基本に考

えてるという点では收れんしていると思います。そのイエが実は何なのか問題になるのですが、そこから様々な論点が出来ています。ここではあえて整理しませんので、自由にご質問なりご意見なり出していただきたい。

私たち口火を切らせてもらいますが、イエの中の財布が分かれてきてる、いわばイエのメンバーが自立化、ないし個人化して

きている。それでもイエ意識はある。そこでイエ意識があるということとイエがあるということ、その関連はどのようにお考えでしようか。

報告者（黒崎） イエもムラも、私の考えでは、それなりに情報を作ることができるだらうと思います。私は情報を「行動を秩序づけるもの」と考えてます。そこで、イエでもムラでも一番問題になつてくるのが井戸端会議がなくなつてることである。井戸端会議は情報を創造し、吟味し、そして補充する機能を持つ。近隣とはそういうものだとと思う。イエの中でも、茶の間でみんなが集まることが少なくなる、一緒に食事をすることが少なくなる。そうすればイエの中でも情報を作らない。情報は知識だとか、外部からのものとかではなくて、皆がこれは使えると確認できるものである。生の情報なり経験では、そのまま使えるということにならない。

私がムラで兼業農家の奥さんに聞いてみると、まず「家におつたらつまらない」という。「外へ出るのはお金がとれるからいいのか」と重ねて聞くと、「それもあるけどそれだけじゃない」。仲間がいるということが一番大きい。生活のために収入がほしいというのも確かにあるが、それだけではない。そのことを私は考えておきたい。柳田国男が言つたように、節句となれば、どこの家でもある特別な料理、例えば寿司を作るとすると、集落全体が寿司のにおいがする。そういう状態が今はなくなつた。私はそこを重くみたい。それがいつたい「それでも跡取りがほしい」ということどう結び付くかといわれると、えらいことになつたなという気がする。まあ、せんじつめでいうならば、人間はルーツを必要

とするものではないかという気がする。それではルーツをどうやつて確保するかというと、わずかな田んぼ、北海道のサイズでみると、ほんとにわずかな田んぼでも、跡取りには帰ってきてもらい、嫁にも来てもらい、何とかやつてはいる。そういう涙ぐましい努力をしているのをみると、イエを維持しているなあと思わざるを得ない。したがつて、イエ生活は極めて縮小されたけどなくなつたわけではない。

もう一つついでに言えば、同姓会というのがある。いわば同族の同窓会で、一年に一回ないし二回行われている。その同姓会では、『祝い田』を持つてはいるところが多く、お祭りをやる。これもやはり我々の今日あるのはどこに根拠があるのかについてのルーツとなる。しかし、だからといって農業で緊密な互助関係を結ぶ必要はない。各々が機械をもつて、各々が都合のいい時に農業をやつてはいる。それでもルーツはもつてはいる。だからマキもあればイエもある。その機能はないに近いけれどもやはりある。それをどう考えたらいいのか。

さらに、世の中がどう変わるかわからない不安がある。そのためのいくつも安全装置を持つていなければということが潜在意識の上で働いている。結婚式は勤め先とのかかわりでやるが、いざ破綻した場合にはやはりイエがでてくる。そういうケースを私の近所で聞いている。ただどの位あるかといわれたら、壊れる方が圧倒的に少ない。

それから職業選択の自由について、職業と言わないまでも企業選択の自由はある。したがつて、本家と分家、親類、兄弟だから同じところに勤めるということはない。

イエ生活はある。あるけれども随分縮小されている。同様にムラ生活はある。あるけれども縮小されている。私も組長をやつてはいたからよくわかる。ムラ生活はどこにあるかと、運動会とお祭りの二つである。お祭りの方は組長が出ればいい。組長になつたのだから出なければならない、そういう言い方である。私所は集落で山をもつてはいる。転入者でも入れてくれた。木をうつた時のことがあるから、おまえさん前もつて入会金を払つておいた方がいいよ、ということである。

工藤 イエの財父すなわち一つの財布から、一人一人が財布を持つようになる。その財布のもちかたについて、山形県農業試験場の井関さんの話を聞きますと、こう言つてはいる。例えば自分が勤めを持つたり、あるいは作目部門を担当している場合に、自分がいつたん全額をとつてから共通の家計に入れるのか、共通の家計費にいれてから分け前をもらうのか、二つのタイプが考えられる。井関さんは山形県のかなりの戸数を調べているんですが、そのほとんどがいつたん入れてからお金を使つてはいる。いつたん共通の家計に入れてから分けるということは、実は財布は分かれているけれども、イエを前提としていることになる。分けた小遣いの使途ですが、非常に限定されている。例えば後継者の背広は共通の財布で買うけれども、嫁さんの洋服、小物などはもらつた小遣いで買う。子供の学用品は共通の財布だつたり、自分のこずかいだつたり、ケースが分かれる。要するに今まで嫁さんが気がねしていない部分がこすかいになつてきている。どうも表面的には変わったというか、民主化された形をとりながら、イエの一枚岩みたいなところが残つてはいる。財布が分かれたということをどういうふう

に評価すればいいのか。

報告者 私の所の情報源は女房で、女房があちこちから仕入れたデータを私も聞く。イエ意識を示すもので一番大きいのは、土地をどうするか、基本的な財産をどうするかという時に、イエ意識が一番はつきりする。

生活費についてはいろんなパターンがある。一つは得てきたもの全部出して、そこから分けてもらう。夫婦と子どもだけのところでは、毎日の生活費については、今日は私が出して、別の時はお父さんが出してと、やつているケースもある。息子や娘に下宿費を出させ、残りについては結婚するとか、車を買う時のために計画をたててやつておけという。これも農家の話である。それから、農業の経営の仕方を見てますと、三世代がそれぞれの関わりかたをしている。じいさんは水田全部、若い人たちは果樹の収入全部というふうに分けて、それそれが農協の口座をもつてているケースもある。

これは農協の職員から聞いたことですが、まず二〇歳以上の人には全員口座を持っている。これには一番びっくりしました。そうしないと、何が困るかといつたらローンの支払いが困る。もし農村でも給料が口座振込になれば、まずもらってから生活費を出すということになるのではないか。ついでにもう一つ、私が非常に驚いたことがある。ある時、住民登録の写しがどのくらい出ているのか見に行つた。圧倒的に多いのはローンの関係で住民登録の写しがとられている。だから、農家であろうが非農家であろうがローンとどういうふうにかかわっているのか、それがこれからどういうふうになつていくのか、見通しが立つていない。

工藤 国の中でイエと世帯を分けておられますか、今話に出た財布

の問題で、イエと世帯を区別できるものなのかどうか。

報告者 十分答える用意が今のところない。今言えることは基本的なイエの基盤になつていると観念しているもの、実際そうであるかどうかは別として、観念しているものがポイントになると思想っています。渡辺兵力先生のいう『屋敷地』について観念されないとすれば、それはミニマムなイエということになる。ですから北海道みたいに簡単に出ていけない。

長谷川 日本語のイエというものは、どこにもないといわれている。先生がいわれるイエと日本的なイエとの関係はどうなのが、つまり、イギリスの家族もイエなのか。

報告者 それに答えることになるかどうかわかりませんが、クーランジュの『古代都市』を読んだときに、まさにこれは日本と同じではないかと思った。そうしたら有賀先生に、「おれが同じ資料を読んだらどうなるだろうか」といわれた。それが私の頭にあるものですから、そこへ話をもつていくのは難しい。もう少し相互に研究を進めていく必要があるだろう。

長谷川 同族、本家一分家関係は日本に独自のもので、他所にはないようですね。

報告者 もしそうだとしたら、有賀先生が言う通り生活が全てに優先するということになるだろう。

長谷川 私もアメリカへ行つて調べてみたのですが、本家一分家を貫いていることは長男単独相続制ですね。

報告者 否、私それは思っていません。一子残留制だと思つてます。長男単独相続制は英語でprimogenitureといいますね。そ

れはアイルランド等を除けばあまりない。この相続制とイエとの関係は。

報告者 それは、一子残留制でもつて説明される。イエを永続させ

ようということですから。姉家督も末子相続も、いずれも一人しか残さないということをいえる。誰かということでは違つても、一人残せばいい。

長谷川 ひとり残すのであるが、長男を残すのと、誰でもいいというのは違う。

報告者 誰でもいいんじゃないですか。イエのために最も適切な人

座長 ちょっと待つて。直系と傍系を分けますね。それが日本のイエの特質である。直系と傍系の観念が今もあると言つておられたが、一子残留制の場合、残るのは結果的に直系ということになるのか。

報告者 否、直系じゃない。有賀先生は嫡系を言つている。これを直系と誤解してはいけない。有賀先生は二畠田にはイエの生活をどうするかといわれ、生活が先にある。だから場合によつては自分の男の子全部を出して、両養子でイエを継がせるということを日本のおはしてきた。そのことを考えると、長男とか次男とかいうのは、社会人類学的偏向ではないかと思う。

座長 嫡系、傍系の区別はある。その意味で日本のイエは残つてゐるといつたかったのか。

報告者 今の日本のイエは、相続しやすくなつてきていて。逆にいえば、相続に深い意味を持たせなくなりつつある。だから長男を跡取りにしても構わない。私はそう見ます。

松田 図でいえば、今(1)から(3)へ移つてゐるというのが結論としていわれていました。ただ、報告を聞いていると、歴史的な流れの中で、(3)から(2)、(2)から(1)へという変化もある。

報告者 それが私の頭の中にチラチラしている有賀先生の相互転換論です。一つの政治体制がある。そうすると近世にはいろんなタイプのものがあった。それが一つのタイプのムラ、すなわち検地村落へ向いていった。明治になると、いつ頃からかは別として段々(2)の部落へ向かう。つまりその時の日本の政治体制がこうあつてほしいとモデルにしているものがあつて、明治には一生懸命部落を作る努力をやる。特に、地方改良運動、その次には、北海道の場合、模範部落建設運動、そして農事実行組合の設立を一生懸命やり、やがて経済更正運動の形で、為政者の側からみてモデルとしてもつともふさわしいというのを打ち出した。

現在はどうかというと、細谷先生がおられないのが残念なのですが、細谷先生は庄内のムラをみて部落会が町内会化していると言われた。この町内会化の方向は、村落生活はあるけれども縮小されている、イエ生活があるが縮小しているということにつながつていて。それが図の(3)のタイプである。

この図は、イエと世帯、ムラと行政区をその時々にうまく規定すればいろいろ使えるだらうと思う。ただこの一枚の中で長い時代のすべてトレースするということはできない。

私がさつき有賀先生のことを言つたのは、いろいろなタイプの村落があり、例えば検地村落をめざしている。それに簡単に変わつてしまふわけではありませんが、やはり相互に転換しうるだろう。あえて申しますけど、福田アジアさんは宮城県の契約講の事例を

取り上げて相互転換を否定するが、私はそう思つた。北海道のムラでも、例えば田畠保さんが扱つた空知の例ですが、やはり転換している。

柿崎　図の(1)、(2)、(3)を説明していただいたが、私は別のムラを頭に描いてしまつた。先ほどちょっと説明の中にも出てきましたが、時代限定をする必要があるだろう。それをしないで日本のムラをこれで分類できるというように使うと問題がある。説明が苦しくなつてしまふ。つまりどの時代のムラを見ればこういうふうに分けられる、というように時代限定をしないとわかりにくいことが一つある。

それからムラと行政区の区別。行政区の中味がちょっと私どもが普段考えている、あるいは鈴木栄太郎さんが考えていること

と違つた意味で解釈されていると思われる。私がイエがあつてムラがあるのは中世のムラと思った。そういう解釈も成り立つだろう。中世ならば、インフォーマルに行政機構があつたとみてもイエとムラがあつた。ムラぎり、太閤検地以後の行政区がムラの中に一体となつて含まれている場合と、行政区だけであつてムラがなくなつてしまつたという場合とがある。従つて図のムラだとムラに行政区が含まれているという意味合いがなくなつてしまふ。ですから、時代限定をどつかでしておかないといけないという感じがしました。

報告者　それはおっしゃる通りです。私もしゃべつていながら、そう思つた。

私がこういうおかしなものを考えたのは高橋明善先生が、有賀先生と中村先生はムラを扱つていないのでないかといわれたこ

とです。私はその通りだと思った。イエがあつてムラがあるという(1)の領域から、イエがあつて行政区がある(2)へ移つてきて、それがやがて(3)の領域に回つて来る。行政区をカットして行政区をおけば、それがかなり古い頃から今日まで通していることだろう。そうみるのが普通だろう。だから一番古いものはイエがあつてムラがある。その次が、イエはだいぶ変質したイエだけども、イエがある。それを取り巻いているのはまさに部落である。そしてその次が、今度はそのイエがだいぶイエ的性格を少なくしてしまい、行政区もムラ的性格を失つてきて、(3)の方に移つたと考えれば、これでもいいけるなと思った。そう思つたけれども自信がない。

ですから図で右へ近づけば近づくほど、イエ的性格が濃厚になる。左へ近づけば近づくほど、世帯的性格が濃厚になる。上へ近づけば近づけば近づくほどムラ的性格が濃厚になる。下へ近づくほど行政区的性格が濃厚になる。そう考えてもらえばいいと思う。(4)のケースには新利根農協や北斗農協があつてはまると思う。ムラとはいえないまでも共同体理念がある。ところが息子達が各々おれの分はおれの分として確保してくれとなつても、まだおやじが生きているうちはイエ氣分は残るでしょうね。

安原　(4)から(2)へなつたといえる。

工藤　報告者　そういうこともあります。ただそうすると、ムラという言葉に何でも含まれてしまう。それではまずい。(4)は論理的にはありますけれども、現実にはちよつと考えにくいくらい。

柿崎　中村先生は、ムラを共同体とらえ、それが近世に解体して

しまつて近代以降になると(3)になる。そういう基本的な考え方をとる。ですから、ムラをどう規定するかですね。

報告者 ムラという言葉はほんとは使いたくなかった。だから柿崎先生がおっしゃった意味でムラを使う方がいいと思います。ですから、この(1)の領域、モデルとしては斎藤家と石神村を考えるのが一番いいだろう。(2)の領域にも明治以後のムラがあつたのではないかと思います。

それから、北海道に行くとよくわかるのですが、人の住むためのミニマムの条件がある。それは小学校と墓である。ある程度人が住むようになると、申請して内務省から土地を払い下げもらう。そういうやりかたで学校を作るから、ちゃんとした教育を受けた先生がいなくて、小学校簡易化というやり方をとる。それはもう部分村落ですよ。部分村落とはなんぞやといつたら完全村落でないということですね。

座長 松田さんのおっしゃった疑問をぼくも持っていた。イエは個別化して行きながら、縮小しながらある。そこで、ミニマムとしてのイエとはなにか。

都会へ行つてしまふと、一代限りで終わる。それが集まつて行政区を作つてゐるのが(3)である。こうして(1)から(3)にくくといふことがある。そうしますと、乱暴な言い方になるが、未成熟なイエというものがあるかもしれない。年齢階梯制のムラでは、イエが未成熟であるといわれている。ですから、そういう未成熟なイエ、すなわち世帯、これもまたイエである。有賀先生が考えているイエの成員が次第に個別化し、財布が分かれ、親父の権力が弱

くなつていく、そういう世帯化もあるだろう。こういう動きが今あるのではないかという氣もするが、どうですか。

報告者 私は先生のおっしゃる通りだと思います。北海道の農家をつかまえて、未成熟なイエと使つたのですが、本当に何もかも捨てて本州へ帰つてしまふ家がけつこうある。それを見ると、嘗々とやつてきた農業経営は何のためだつたのかと思う。

未成熟なイエというのは、玉城哲さんが使つた。その通りだなと思った。ただ、私は年をとつたせいかと思うけれども、アイデンティティがどうなるのだろうかと思う。アイデンティティの中にイエがどう関わつてくるかが頭にあるものですから、それとの絡みでいうとやつぱり跡取りを考えることになるのだろう。それから嫡系、傍系の区別があいまいになつてきてはいるが、これには子供の数が少なくなってきたことが大きく関わつてゐるのだろう。均分相続についても、子供の数が少ないので、親としては、ちゃんと分けてやろうとするかもしれない。

それからひとつ付け加えると、長野の例ですが、老後をみてくれるとても、玄関も二つ、流しも二つ、なにもかも二つといふ家を作りつつある。長男の嫁さんはうまくいかないけど、娘とならううまくいくとなつたらいいどうなるんだろうか。それから、イエの祭りについて、森岡先生が双系的になるとつておられる。農業が家業でなくして企業なり職業として成立すると、変わつてくるだろう。

座長 長谷川さんは、イエは解体したといふお考へでないかといふ点に関しては、黒崎先生と近い、図の(4)の解釈について

ては、漁村にはムラはあるがイエはあまりない。私流に言うと、

(4)からはじまって、(1)、(2)、(3)というように回る。

報告者 私も実は感じておる。福田アジオさんが、福井の大飯周辺の漁村を研究して、イエの分裂によつて新しいイエができるといわれた。これをイエといえるかどうかに大きい問題がある。川越先生、後藤先生、牧野先生らが志摩の村を調査されたが、あそこでは、世帯はあつてもイエとは言いにくい。

長谷川

農村的なイエではない。

報告者 玉城哲さんのお父さんが、愛知大学の先生をしていた頃に、村研で報告された。そのことを頭に入れると、長谷川先生の言うようになる。だから、(4)の例も搜せばないこともない。

柿崎 ある種の林業村、資本家的経営をやつていて、皆労働者といふところでは、労働者はイエでなくて世帯である。そういう意味では林業村落もかなり漁村と似ている。

小池 林業労働者は世帯だけであつて、仕事が終わると出て行く。

それでもムラの構成員ですか。

座長 山村で、労務班があるが、林家なのか、労働者なのか

柿崎 純粹の労働者ではない。

小池 ですからイエというのは何かといふ根本的な問題がでてくる。都会ならばイエはない。建物しかない。観念的にあるのが墓である。

座長 墓の問題は大きい。

小池 墓をどうするか。これが観念的な連続性である。

報告者 だからどんどんつめていくとお墓にいくと思う。

座長 つまり、何を連続させたいと思っているのか、その問題があ

る。

報告者 農村、農家の場合は屋敷だと思う。屋敷がなくしてしまってはムラから出でていってしまうことだから。

小池 その場合のイエとは何か。

座長 雰囲林家もイエであるのか、あるいは世帯であつてイエではないという議論がある。

報告者 百%イエであるというのは、石神村の齊藤家がその例であるが、ムラとマキとが一体化している。

座長 報告者もムラとは集落的家連合であるといわれた。そうするとムラは独自の概念としてはでてこない。家の連合が集落ですか。

集落を共同体たらしめている要素といふのは何か。イエとムラの相互扶助といつても、イエの方からの規定しか出でこない。

報告者 イエもムラも、それぞれがある程度独自性を持ち始めるということがある。完全なる独自性は持ちえないけれども、その辺からムラ機構が、各々のイエではいかんともしがたいものとして

存在している。それに従わなければそこでは生活はできない。

座長 宮本常一さんが、ムラはもともと異姓混合村であるといつている。これは労働力再生産のために、生活の知恵が働いて異姓混合が本来のムラである。柳田さんも同じことをいつている。それが有賀さんと違う。

報告者 有賀さんはイエの結合に二つの原則があると言われている。それから小山隆先生がこういっている。有賀先生のようすに東北のムラばかり見ていたらダメだよ、岡山とか西の方のムラを見た方がいいと。それに対する反論として有賀先生は、自分の書いた『日本家族制度と小作制度』の中で、同族団がどこに分布してい

るか見ろといわれる。確かに北九州まではまぎれもなく同族団がある。私は農村で見る限り有賀先生の説というのはかなりの説得力があると思う。ところが農村ばかりではない。漁村であつたものがやがて農村になつたところもある。そのことを考えていくと、待てよという気持ちにもなる。ですから、異姓混合を原則とするところがあつてもよい。

有賀先生はムラのでき方に二つあるといわれる。一つはいろんな姓のイエが対等平等に結合してムラをつくる。もう一つはひとつ同族団でひとつの村落を作る。だから、有賀先生のいっていることでもいいわけです。

柿崎 白馬と日義村のことで棲み分けをうまくやつているといふ話があつた。どんな形でやつてゐるのか。

報告者 有線放送電話の番号簿を使って名字の分析を集落ごとにやつた。白馬町の駅前の集落は、一番名字の数が多い。白馬村原宿区といわれる所があるが、そこは一姓一戸である。細野は八方に名を変えた。いわば近世のムラの名を変えたところでも、いろんな名字がある。それから、別荘とかマンションの集中しているところもひとつの地区をつくるが、駅前の集落にそれをサポートするためのいろんな機関がある。

香典をもらつたりやつたりする、そういう互助の積み上げがそれぞれの集落単位にある。そこへ新入りがいつてもむしろ疲れる。私が住んでる所の隣組も私のような人間ばかりで10年前につくられた。集落にはいろんな人たちが入つてくるけれども、隣組を作るとすればそういうふうにしないとしつくりいかない。今度は大

きくなりすぎた場合ですが、国道を境に手前の方の側の人たちが香典をよくやつてゐる、葬式のお手伝いもよくやつてゐる。反対の側もそうである。だから国道を境にして分ける。私はその会合に出でまして、なるほどと思った。蓮見先生は日本人には棲み分けはないなど何かに書いていましたが、私は日本人が棲み分けを知らないはずがないと思う。ただ、それはヨーロッパのように肌の色などで分けることではない。

小池 棲み分けができるようなどまりがある。

報告者 まとまりました。それが村当局のポリシーである。だから、地域開発は、農政もそうですが、一般行政でも村当局がどう望むかが大きいポイントだと思う。

小池 棲み分けは都会でもありますね、

報告者 ネイミングについて、「地ばえ」に対して「全日制」をおいている。これはちょっとあまり聞き馴れない。どういう意味でそういう名前をつけたのか。

柿崎 一年中、何年でもそこに住んでるということです。だとしても一代もまだ経っていない。駅前などで小売店をやつたり、床屋をやつたり、民宿をやつたり、そういう自営業の人たちの中でも他所からきてそこに頑張っている人たちである。

柿崎 「地ばえ」からの分家も含まれますか。

報告者 「地ばえ」からの分家については、まだ分けていません。そこまで調査を進めていないのですから。

座長 「地ばえ」からの分家だつたら、「地ばえ」意識がある。

報告者 分家の場合、同じ集落にホームベースを持つ。集落にベースを持って、白馬の駅前などに店を持つ。別にもどつてくるわけ

ではないが、何か自分の集落にもどつてくるみたいな気分がある。

高山 先ほどイエとムラが縮小したといわれた。そうすると共通課

題にある社会編成の論理を担つていないのでないのではないか、そういう

意味で、たとえば図の(3)にある行政区と世帯が対応してひとつのが秩序を維持していると理解してよろしいんでしょうか。

報告者 そういう理解がひとつあります。もうひとつはこの(3)に属するメンバーの中のティファレンシェーションを考えなければならぬ。この中でもいろんなグループがいろいろと思う。

うしないと、私が川本彰先生や渡辺兵力先生をかついだことにならない。その場合、構成員の全体に共通した一般的な認識としては、先生のおっしゃるようになる。だけでも一皮めくると、あういうこともあるこういうこともあるということになる。

それからもうひとつ、先生のおっしゃっていることにストレートにいかない理由がある。それは何かというと、「歴史」です。今までどうやつてきたかという歴史をご破算にできる状態にならぬがならない。ご破算にして始まつたのが団地で、初めからない。団地以外の所ではこの歴史をご破算にできない。例えば伊那市の駅には有線電話をおいてあり、誰でも自由に使える。それが長野県の他の所にある。それをみると、やはりそうもないかない。一方団地を見ると、明らかにこれは(3)にぴつたりだ。

高山 かつてのムラはよくいわれますように、仕事の上での共同体であり、同時に生活保障的な機能を果たしていた。その生活保障的な機能は現在では行政的・社会保障として対象が世帯となつてゐる。戦後四十年たつて、そちらの方に傾斜している。確かにおつしやるような歴史性はござりますが、かなり行政の方がこの世帯

をつかまえている。老後の扶助についても、老人ホームに入れちゃつて、地崩れが起きてても誰も迎えに行かないというような事が出て来る。

報告者 それはその通りです。ただ、まさかの時に歴史が出て来ることが良くある。そうした対応がいくらもある。だから、表面から見ると先生のおっしゃるように考えてよろしいかと思う。だけど、もうちょっと下げて見るとそもそもいかないやつかいなところがある。

高山 まさかの時、例えば天災が起こると、災害の指定を受け、行政村が補助金をもらう。まさかの時も、かなり行政に組み込まれているのではないかという気がする。

報告者 そういうふうに組み込んでおつても、具体的にどうするか

という時に歴史が出て来ると私は思つてゐる。

柿崎 歴史の話ですが、有賀先生は地縁関係を強調され、それが創造の基盤になるといわれる。ここでいう地縁は血縁・地縁という概念での地縁でなく、もつと基本的な意味である。その地縁は歴史性を中に含んでいるのではないかと、私は聞きながら思つたんですが、どうでしようか。

報告者 そのとおりだと思います。歴史を維持するためには、それを支えるベースがなければならない。参考までにお話ししますと、今長野県のあちこちでゴルフ場やスキー場を作つたりしてゐる。一生懸命にやつてるのは旧行政町村で、そこでは旧村の村史の編さんにも熱心である。これから先どうなるか心配なんですね。これには財産区を効果的に使つてゐるが、やはり何かあるだらうと思われる。それから部落単位のもの、小さくともよいから部落

史を作るような雰囲気もある。そういうことがありますから、私の見る歴史は支える母体がないと成立しない。共同主観という言葉を使っているのはそういう意味です。客観的かどうかわかりませんが、そう思い込んでいる。

座長

皆さんの記憶の中には共同でやつた労働の蓄積がある。

報告者 自分達の資源をもちだし、労働を提供し、知恵を出しあっていく。それから過去のことも調べる。

座長 だいぶ時間もたちましたけれども、ほかにございましょうか。
小池 今日の報告と直接に関係はないけれども、背景としてはある

と思いますが、共通課題にある転換期はどういう意味で使われたのか。転換期をどう考えるかということ、その中で村落社会の編成の位置づけをどう考えるのか。問題のたてかたをひとつ伺つておきたい。

座長 文字になりますと文字が一人歩きして、問題がでてきますが、

委員会で議論しました時に、一つは今までの共通課題との連関がある。集団的な土地利用を村落をベースに考える時、村落を構成しているイエがどういう形になつてゐるのか、それをこの際洗い直してみる必要があるのではないか。そういう意味で今ムラを構成している主体としてのイエ、いわゆる農民家族がどうなつてゐるのか。それが一つの問題として出てきました。

それと関連して、自作農のあり方が変化してき、自作農そのものの存在が今問われてきている。たまたま今農地改革後四十年といふことで、自作農をあらいざらい聞いてみよう。外からあるいは内部から転換が促されてきているのが現在である、といふ

意味で転換期を使つてゐる。

小池 その場合、集団的土地利用を前提としておいておくわけです
か。それ自体の必然性が問われないのでですか。

座長

集団的土地利用の具体的なあり方を問題にするというのは、

共通の認識としてあると思います。今までの問題を引き継ぎ、かつまたあまり間われていなかつた問題から掘り返していく、新しい展開をはかるということだと思います。

島崎

今の説明でもよくわからない。何の転換期ですか。それから

戦後自作農体制が問われることは前から言われていてこと
で、今初めて言われることじやない。

座長

これはぼくの私見です。転換期として一番はつきりしている

のは、外圧、国際化の問題です。これははつきりしてゐる。それに
対応する形の新しい生産力形成はどういう形で行われるのかが深
刻に問われていると、僕自身は思つてゐます。そういう時に、コ
スト削減を含めて新しい生産力はどう形成されるのか、そのため
にはどう主体が要請されてくるか、あるいはどういう主体の変化
が新しい生産力を形成していくかを問う必要がある。

島崎 外からということは現在の日本の資本主義がおかれている、
八〇年代に入つてから抱えてゐる根本的な変化、それを転換期と
いつていいのかどうかわかりませんが、そこで農村の社会編成
を問うということですか。

松田 農地改革後ということで、その農地改革がはらんでいた矛盾
が今出でいる転換期の問題の根底になつてゐる。

島崎 農地改革後四〇〇年といふのはたまたまで、四〇〇年でなくとも
ひとつの画期を迎えるということはある。もつと前からいわれて

いる。

小池 農地改革の矛盾が露見してきたととらえるのか。そうでもないような気がする。

島崎 ぼくもそうでないと思う。戦後の零細農体制がもつてている矛盾は前からはつきりしている。今、それがどうにもならない状態になっていることは解るが、そのことと安原さんが説明しようとした日本資本主義の現在の大きな変わり目の状況は、外圧とのからみでわかる。それに呼応した内的な意味での転換といふことがはつきりしない。

座長 例えば、大規模農家の集まりがありまして、こういう農政をしてほしいと自民党に要望している。村を歩きますと大規模農家の中には、別に食管でしばられなくともよいとか、自分達だけの農協を作りたいという声が聞こえる。そういう意味でもやはり内部から転換を迫られてきている。もうひとつは、大潟村のヤミ米事件が起訴猶予になりました。食管がかなり崩れてきている。そういう意味で転換、松田さんの言葉をかりれば矛盾が露呈してきている。ただ、国際化の圧力を契機としているということからすれば、外圧の方が大きい氣がする。

島崎 外圧の方が大きいことはわかる。その場合に、その外圧を受けて今日農業がおかれている問題は、転換といえるようなやさしい問題ではない。

工藤 今の議論を聞いていると、前回の運営委員会での議論が反映されていないような気がする。この共通課題の発端は、高山先生から、いろんな変化の中で新しい動きがあるだろう、一年目としては、イエとか家族をとりあげたらという提案があつた。そのこ

とをめぐつていろんな意見が出された。

僕の受けとめ方ですが、あの時は外圧の話は出なかつた。むしろあの時の雰囲気から言いますと、戦後四〇年の間のいわばなしらずし的変化の積み重ねがかなり大きな変化になつてゐる。そのことを一年目は秩序として、ただ秩序という言葉は強いので、編成の論理としてとらえよう。なしくずし的変化の中で質的転換があるということで「転換期における」という言葉がついたと思う。

座長 転換期というのはあまり議論はしなかつた。ですからそれぞれのいろいろなイメージで受け止めていた。

島崎 でもこの課題を出すと、どうしても転換期ということを考えなければ通れない。現在の大きな問題を一応念頭には置かないと。小池 宿題委員会においてはそういう場合のイエと村落の変化を追求していくことはいいんじゃないですか。ただ、転換期を考えると、イエとムラを飛び越した問題でないかという気がする。

座長 最後に小池先生から転換期とはなんぞやという大きな問題が出来ました。黒崎さんのご報告もイエとは何か、ムラとは何かを問い合わせすと、そこで、問題を出して頂き勉強になりました。ありがとうございました。

(録音状態不良につき削除したために文意が続かない部分があります。)

事務局よりお知らせ

二月六日の第一回研究会の後、出席の運営委員及び宿題委員で、次の三点について相談しました。なお、この二、三については、事後になりますが、五月七日の運営委員会及び宿題合同委員会において承認を得ることとします。

一、運営委員会・宿題委員会の開催

五月七日、明治大学院第二会議室において、関東地区研究会終了後、運営委員会及び宿題委員会の合同委員会を開きます。

二、宿題委員の追加

経済学の分野を強化するために、宿題委員に、高山陸三先生、東敏雄先生を追加します。

三、学術会議について
第一四期学術会議会員の選挙に関連し、村落研究会としては島崎稔先生を推薦人に選出したところであるが（研寄通信No.一五一、総会記録参照）、推薦人予備者に安原先生を選出することにします。

会員の異動

新入会員

新入会員 露理恵子（甲南女子大・大学院）
〒六五八 神戸市東灘区森北町六丁目八一八
清心寮三一〇号室

住所変更

大 森 正 之	市川市市川南三一一〇一二六
〒二七二	明石マンション三〇七
甲 馬 成 也	仙台市ひより台四五一一
〒九八二	勝
藤 井	名古屋市名東区平和が丘二一八二一四〇七
〒四六五	つくば市松代五丁目五二三棟二〇一号
松 村 和 則	つくば市松代五丁目五二三棟二〇一号
〒三〇五	奈良市登美ヶ丘六一一三一一二
光 吉 利 之	電話 ○七四二一四八一三一八三
〒六三一	森 川 辰 夫
〒一三四	江戸川区臨海町一一三一一四〇四

所属変更

塚本幸史（都立東村山西高校）
青井和夫（流通経済大学社会学部）

退会

小島政孝（八八年一月）
藤本信義（八八年一月）
岡本圭嗣（八八年一月）
秋山芳明（八八年二月）
山本登（八八年三月）

住所不明

次の方の住所が不明です。ご存じの方は事務局までご一報下さい。
浅野巨一（北大・大学院八六年一月より）
吉田健次（共立女子高校八五年より）
方倉和人（京大・大学院八八年一月より）
高橋満（東北大・大学院八八年一月より）

村落社会研究会大会案内

日時 一九八八年一〇月六日(木)、七日(金)

会場 いこいの村足柄

〒二五八 神奈川県足柄上郡大井町柳二六〇

電話 ○四六五一八二一一三八一

共通課題 農村社会編成の論理と展開

— 転換期における家と村落 —

別途参加のご案内をします。

八八年大会報告の募集

来る一〇月六日・七日の大会報告を募集します。報告希望の方
は、事務局宛八月一五日までに「題名」を付し御送付下さい。
なお、「要旨」(四〇〇字詰五枚前後)を八月末までに事務局宛
に御送付下さい。